

年 度	令 和 8 年 度	設 計 令和8年8月	設 計 者 氏 名	
			調 査 改 算 者 氏 名	
全国瞬時警報システム（Jアラート）受信設備更新工事				
工 事 簡 所 藤 枝 市 岡出山一丁目 地内				
工 事 概 要 ・全国瞬時警報システム（Jアラート）受信設備更新				

本 工 事 費 内 訳 表									
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 位	金 額		摘 要
							全 体	特殊二次製品	
本 工 事 費						円	円	円	
		機 器 単 体 費		式	1				第 1 号明細書
		直 接 工 事 費	労 務 費	式	1				第 2 号明細書
		間 接 工 事 費							
			共 通 仮 設 費	式	1				直接工事費×9.05%
			純 工 事 費	式	1				直接工事費＋共通仮設費
			現 場 管 理 費	式	1				純工事費×42.35%
			機 器 間 接 費	式	1				技術者間接費+機器管理費
			技術者間接費	式	1				(40500*2.5+27200*0)*1.1
			機 器 管 理 費	式	1				機器単体費×18.22%

[illegible]

Jアラート設備更新

仕 様 書

令和8年8月

静岡県藤枝市

目 次

第1章 総 則	1
1－1 適用	1
1－2 目的	1
1－3 納入場所	1
1－4 構成及び数量	1
1－5 納期	1
1－6 保証期間	1
1－7 疑義	1
第2章 機器仕様	2
2－1 Jアラート受信機	2
2－2 表示用 PC	3
第3章 現地機器調整	4
3－1 機器設定確認	4
3－2 総合動作試験	4

第 1 章 総 則

1－1 適用

本仕様書は、静岡県藤枝市（以下「甲」という。）が、請負者（以下「乙」という。）に発注する全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信設備更新に適用する。

1－2 目的

本設備は、総務省が整備する全国瞬時警報（Jアラート）を受信し、既設防災行政無線を通じて国民に情報を伝達するシステムである。

総務省から津波情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報など、対処に時間的猶予がない事態に関する緊急情報を人工衛星経由で受信して、防災行政無線を自動起動することにより瞬時に伝達するものであり、住民及び町内に滞在する者（以下「住民等」という。）への迅速及び正確な情報の通報を行うことで、諸災害による不安と混乱の防止及び住民等の生命、財産等を災害から保護することを主たる目的とする。

1－3 納入場所

藤枝市役所 庁舎内

1－4 構成及び数量

名 称	数量	備 考
Jアラート受信機 (JARS-3000)	1 台	総務省消防庁 Jアラート受信機ソフトウェア仕様書準拠
表示用 PC	1 台	

1－5 納期

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 10 日までとする。

1－6 保証期間

保証期間は機器引渡の翌日から起算して 1 年間とし、明らかに設計製作の不備、納入の欠陥不良などに起因すると判断される障害が発生した場合は、乙は速やかに無償で修理又は良品と交換するものとする。

1－7 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに甲乙協議の上決定するものとする。

なお、仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は、乙の責任において施工するものとする。

第2章 機器仕様

2-1 Jアラート受信機

(1) 機能

- ア. Jアラートの受信情報により、防災行政無線を自動放送できるように、同報無線自動起動装置を起動制御できるものとする。
- イ. 状況に応じた内容の音声放送を行うため、事前音声書換方式及び即時音声合成方式に対応できるものとする。
- ウ. 衛星受信状況の悪化により衛星からのデータ受信が正常に受信出来ない時には自動的に地上系ネットワーク回線（LGWAN、またはインターネット）に切り替えてデータ受信を継続できるものとする。また、地上系ネットワーク回線からは、本受信機の状態監視、緊急情報の到達確認、ソフトウェアのバージョンアップ等のサービスが受けられること。
- エ. 回転灯の点灯/点滅制御及びブザー鳴動制御をできるものとする。
- オ. Jアラート受信情報の表示や各種設定変更は、ネットワークを経由した表示用パソコンから Web ブラウザでできるものとする。
- カ. 音声出力インタフェースにおける警報・注意報名の自動読み上げ機能があること。
- キ. 音声出力インタフェースにおける複数音声設定機能があること。
- ク. 接点制御インタフェースと音声出力インタフェースの連動機能があること。
- ケ. 登録音声内容の確認機能があること。

(2) 性能

ア. 一般性能

- ①温度・湿度 : 動作環境 0℃～+40℃、10%～90%（結露なきこと）
- ②構造 : 卓上設置型または 19 インチラックマウント型
- ③電源条件 : AC100V 50/60Hz

イ. 衛星データ受信部

- ①インタフェース : RF 信号入力、1 ポート
- ②受信周波数 : 950～1450MHz
- ③コネクタ : F 型（メス）
- ④インピーダンス : 75Ω

ウ. 外部インタフェース

- ①イーサネット : 100BASE-TX/1000BASE-T RJ45×1 ポート以上
- ②接点出力 : 8 出力以上
- ③音声出力 : φ3.5mm ステレオミニジャック

2－2 表示用 PC

(1) 機 能

ア. J アラート受信情報の表示、受信装置等の設定操作を行うものである。

(2) 性能

ア. 一般性能

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ①温度・湿度 | : 動作環境 0℃～+35℃、5～90%以下（結露なきこと） |
| ②構造 | : ノート型パソコン |
| ③電源条件 | : AC100V 50／60Hz |
| ④対応 OS | : windows11 |
| ⑤web ブラウザ | : edge |

第3章 現地機器調整

3-1 機器設定確認

Jアラート連動動作に影響を与える各装置（Jアラート受信機）における設定の妥当性を確認したうえ、動作項目別に各装置の設定を記載し完成書類として提出すること。また、甲による設定変更の指示がある場合は、各装置の設定変更作業を行うこと。

装置名	設定内容
Jアラート受信機	起動項目別の有効/無効、受信情報種別、緊急情報種別、情報種別、対象地域

3-2 総合動作試験

本設備の設置完了後、防災行政無線との総合動作試験により妥当性確認を行うこと。その結果を試験成績書に纏め甲に提出すること。なお、屋外拡声子局等への放送試験を実施する場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮 の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

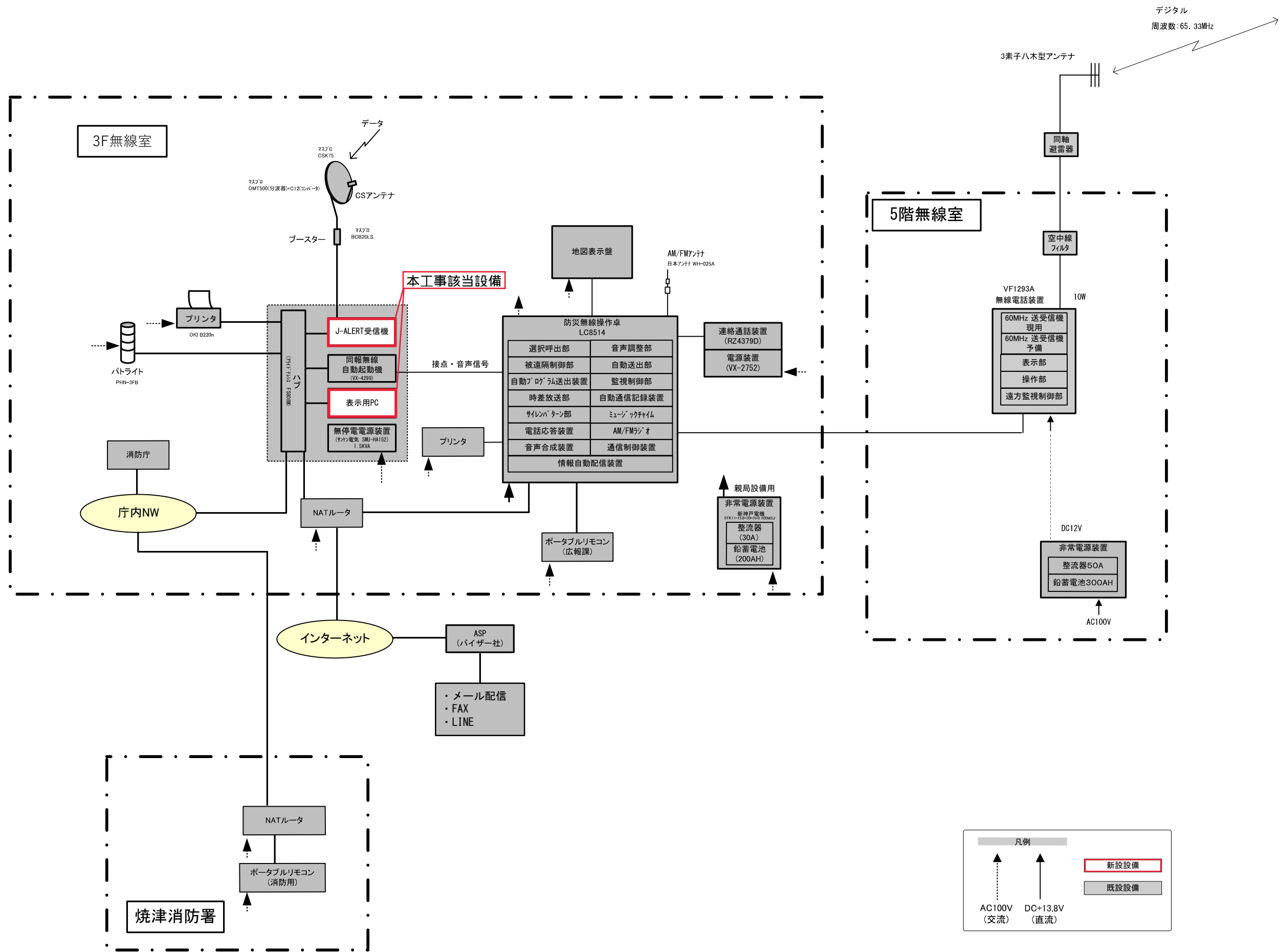
第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。



外觀図

